

納付方法が増え、便利になります

市税等の納付をコンビニ・スマホアプリでも

各種税・料金をコンビニエンスストア、スマホアプリでも支払いができるようになります。

【対象となる税・料金、問い合わせ先】

対象となる税・料金（※1）	問い合わせ先（電話番号）
固定資産税	税務課（23-3043）
個人住民税（普通徴収）	
軽自動車税	
国民健康保険税	保険年金課（23-3085）
後期高齢者医療保険料（普通徴収）	
下水道受益者負担金・分担金	下水道課（23-3370）
学校給食費	給食教育課（27-7890）
住宅使用料、住宅駐車場使用料	建築住宅課（23-3315）
保育料、副食費	子ども未来課（23-3213）
放課後児童クラブ利用料	教育総務課（23-3140）
上下水道使用料（※2）	水道管理課（23-2020）

（※1）1枚あたりの金額が、30万円以下で、コンビニ等収納用（CVS等収納用）バーコード表示のあるものに限り、また納付書に記載の「コンビニ等使用期限」を過ぎた場合は利用できません。

（※2）上下水道使用料については、既にコンビニエンスストアでの支払いに対応しています。

【開始時期】

令和5年4月以降、対応した納付書に順次切り替える予定です。

【使えるコンビニエンスストア】

セブン-イレブン・ローソン・ファミリーマートなどのコンビニエンスストアで利用できます。

詳しくは市ホームページでご確認ください。



【スマホ決済アプリ】

コンビニエンスストアで支払可能な納付書をお持ちの場合、スマホ決済アプリを利用して自宅などから支払いができるようになります。なお、事前にアプリへの残高のチャージが必要です。

【利用可能なスマホ決済アプリ】

PayPay（ペイペイ）、LINE Pay（ラインペイ）、J-Coin Pay（ジェイコインペイ）、d払い（ディーバライ）、au PAY（エーユーペイ）の5つを予定しています。

※各アプリの「請求書払い」の機能を利用します。

【問い合わせ】

対象となる税・料金の表に記載の連絡先へお問い合わせください。

2 市税等の納付をコンビニでも

3 特集：新店区と友好交流都市覚書締結
国境を越え、友好を誓い合う

6 市長施政方針

10 春のイベント

12 交流センターのあり方

13 小中学校適正配置

14 たうんとぴっくす

16 食改さんレシピ/シリーズ人権

17 脱炭素×経済成長/歴史資料館連載

18 健康の窓

19 新刊図書紹介

20 「ジョーホーの森」各種お知らせ

28 まちのタカラ（裏表紙）

別刷 市民カレンダー

4月の行事/日曜日・祝日診療など

今月の表紙

勇敢にオニへ立ち向かうぞ！

認定こども園安田で2月の恒例行事である豆まきが行われました。3歳までのクラスでは本格的な仮装のオニに泣いてしまう子もいましたが、怖がりながらも豆に見立てた新聞紙を投げ、オニを退散させていました。4・5歳の子どものクラスでは「先生も守ってあげる」という勇ましい言葉とともに豆がまかれていました。

撮影日/2月2日 場所/認定こども園安田

